

職業性疾患・疫学リサーチセンター

関西支部ニュース

東大阪市高井田元町1-3-1
みずしま内科クリニック内
Tel.06 (6781) 3330
http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp
発行責任者 水嶋 潔

関西支部 学習会 再読影事業の成果と今後の課題 要精査の方へ確実なフォローを

昨年の12月2日(火)、大阪市北区にある「アツトビジネスセンター大阪梅田」で、職業性疾患・疫学リサーチセンター関西支部の学習会が行なわれました。

今回の学習会は「レントゲン再読影事業を活かした健康被害の掘り起こし」で、22名の参加者があり、ディスカッションを主としたものになりました。

水嶋支部長による再読影は、京都建労、滋賀県建築組合、徳島県建設労働組合、兵庫県建設労連5組合らで、毎年約1万4千件の胸部エックス線写真を再読影し、アスベスト関連疾患の早期発見と救済につなげています。

2024年度の再読影では、1万4498件で、前年より減少傾向にあります。そのうち約3%にあたる490人が「区分3(要

精査)」でした。区分3には、粒状影や不整形陰影など塵肺・石綿肺が疑われる例のほか、一次読影で胸膜プラークが見逃されるので、水嶋支部長は「それをあえて再読影することに意味がある」と語り、一次読影医の所見記載には差があり、所見が書かれなところでは精査対象の把握が困難になるため、所見記載

の重要性を訴えました。また、区分3には建設アスベスト給付金の対象者も含まれています。労災担当者や組合員との共有が不十分で申請につながっていない例もあります。再読影結果を確実に伝え、申請支援につなげる体制が求められます。

続いて学習会に参加した各組合の取り組み報告では、兵庫県建設労連では、5つの組合と建設国保が連携し、毎年、組合員の胸部X線を水嶋医師が再読影しており、その結果は



再読影事業の意義を語る水嶋支部長

滋賀県建築組合では、2024年のアスベスト再読影が727件で、区分3および1(3)の対象者は12名で、このうち3名が水嶋医師の二次受診を受け、1名がアスベスト給付金を申請中、2名は経過観察であると。未受診者の理由としては、自覚症状の欠如、医療機

京都建労では、水嶋医師と地元医療機関による約5000件の再読影を実施し、要精査者には各支部から二次CT受診を勧奨。二次受診者は100(20)名で、有所見率は約3割に上り、過去には二次検査で肺がんが発見され、労災認定につながった例もあるが、健診データの反映に時間を要し、フォローアップが課題であると。ま

アスベスト被害の掘り起こしには、再読影の質だけでなく「受診につなぐ力」「支援が届く仕組み」「申請まで伴走する体制」が欠かせず、今回の学習会を通じ、組合として今後取り組むべき方向性がより明確になったのではないのでしょうか。

建設国保から各組合へデータ送付され、さらに判定2の方には「胸部エックス線写真再読影結果のお知らせ」を、判定3の方には二次検査勧奨のリーフレットを建設国保から発送しています。また、傷病見舞金や傷病手当金の申請時等で、各組合が掘り起こしに取り組んでいます。

建設国保から各組合へデータ送付され、さらに判定2の方には「胸部エックス線写真再読影結果のお知らせ」を、判定3の方には二次検査勧奨のリーフレットを建設国保から発送しています。また、傷病見舞金や傷病手当金の申請時等で、各組合が掘り起こしに取り組んでいます。

関が遠い、結果票未確認、組合脱退、時間経過による失念などが挙げられ、今後は、二次受診の必要性やアスベスト疾患への理解促進、受診動機づけの強化、アクセス面の改善が課題となっているとありました。

国保組合や地元医療機関との連携、兵庫・京都・滋賀・徳島など広域での協力体制の構築、首都圏との情報共有強化など、関西全体で支援網を広げる必要性が示されました。

「要精査」判定の方へ必ず二次検査を受けましょう

専門医による胸部エックス線写真のチェック(再読影)で「要精査」でした。

二次検査(精密検査)を受けて、病変の有無など、現在の状態を確認する必要があります。

建設業に広がる石綿(アスベスト)検査

建設現場の労働環境で、石綿(アスベスト)をふくむ空気や粉じんが、肺がん、慢性気管支炎などの職業性疾患を引き起こすおそれがあります。現在では定期的に検査が行われていますが、労災認定、健康増進のため、建設現場での定期的な検査が推奨されています。おこなった検査結果に基づき、適切な対策がとれるようになります。

石綿関連の疾患は、10~50年の長い潜伏期間を経て発症することが知られています。

胸部エックス線写真からわかる主な病変

じん肺	じん肺は、長年たばこや塵じんを吸入することによって肺組織が繊維化し、肺の弾力性が失われ、呼吸が困難になります。石綿が原因のじん肺は「塵肺」といいます。	塵肺病	石綿が原因のじん肺は「塵肺」といいます。
胸膜アプラー(胸膜肥厚)	胸膜アプラーは、胸膜が厚くなることで呼吸が困難になります。石綿が原因の胸膜アプラーは「胸膜肥厚」といいます。	肺がん	石綿が原因の肺がんは、早期発見が重要です。労災認定を受けることができます。

兵庫県建設労働組合連合会
兵庫県建設国民健康保険組合

兵庫県連のリーフレット

た、二次検査後の継続受診については地理的な制約もあるため、京都内で協力医療機関の確保を検討しているとのありました。

水嶋支部長は、救済のすきまを埋めるための組織的な取り組みとして、リアル会議(年2回)とオンライン会議(年4回)を組み合わせて、要精査者への継続フォローと申請支援を体系化することを提案しました。さらに、

東京・大阪で建材メーカーと 集団和解が成立

大阪アスベスト弁護団
弁護士 伊藤明子

1 東京・大阪で3連続 高裁和解

2025（令和7）年8月7日、首都圏建設アスベスト東京1陣訴訟と東京2陣訴訟が東京高裁で、8月8日、関西建設アスベスト大阪2陣・3陣訴訟が大阪高裁で、被害建材メーカーらとの和解が成立しました。

「建設アスベスト訴訟全国弁護団」
<https://kenasu.jp/>



建設アスベスト訴訟（現在は建材メーカー訴訟）は、全国で被災者1200名余り、30

詳細は「建設アスベスト訴訟全国弁護団」のホームページで各弁護団の声明をご覧ください。

建設アスベスト訴訟は、全国で被災者1200名余り、30

2 大阪2陣・3陣訴訟 の和解の特徴

大阪2陣・3陣訴訟の和解案は、有責企業12社について高水準の賠償を認めた2023（令和5）年6月30日の大阪地裁判決を維持しただけでなく、建材到達事実を否定されていた3名に対する責任が認め、さらには、責任が認められないとした9社（無責企業）に対しても、一定の解決金等の支払いを求めるもので、早期全面解決に向けた裁判所の強いメッセージが込められていました。

残念ながら、無責企業は解決金等の支払いを拒否し、改修・解体業者、屋外作業者に對する責任や外装材メーカーの責任が認められない点で承服できない部分があったものの、既に多くの被災者が死亡し、遺族原告も高齢化していること、何よ

り本人原告の「命あるうちの救済」を図るべく、原告らは全員が和解を受け入れることとしました。被害建材メーカーらも、原告らの過酷な被害実態を直視し、また本訴訟の審理の段階も踏まえ、最終的には紛争の早期解決の一点で一致したことから、全体和解の成立に至ったものです。

和解期日において、裁判所からは、「今後同種のアスベスト訴訟においても、本日の全体和解の成立に向けたプロセスを糧にして、一日も早く全体解決が果たされることを期待しています」との所感が示されました。

3 地裁段階での早期 和解へ向け

現在、東京3陣訴訟（東京地裁）、京都2陣訴訟（大阪高裁）、埼玉訴訟（さいたま地裁）、東日本訴訟（横浜地裁）、四国訴訟（高松地裁）、京都3陣訴訟（京都地裁）、

大阪4陣訴訟（大阪地裁）の7事件が結審しています。今年は、高裁のみならず、地裁段階での和解成立により、早期の解決・救済の道筋を全国で広げていくことが当面の課題です。また、全国の成果を基金制度の創設に繋げるためにも、できるだけ多くの職種の被災者について、できるだけ多くの建材メーカーの責任を認める、高水準の和解解決を勝ち取るこ

とが重要です。また、誤った最高裁判決により改修・解体業者、屋外作業者に對する責任が否定されている問題、吹付材メーカーや外装材メーカーの責任が限定・否定されている問題、さらには責任期間の始期や終期など、まだまだ多くの困難な課題が山積しています。

私たちは、今後も決して手を緩めることなく、すべての建設アスベスト被害者の早期全面救済を目指して、全力を尽くす所存です。

《各訴訟 和解の概要》	東京1陣（差戻審）	東京2陣	大阪2陣・3陣
和解成立日【2025（令和7）年】	8月7日	8月7日	8月8日
係属部	東京高裁第24民事部	東京高裁第17民事部	大阪高裁第5民事部
裁判長	増田 稔	吉田 徹	徳岡由美子
原告数（被災者単位）	285名	112名	73名
和解対象原告数（同上）	253名	98名	73名
和解認容原告数（同上）	234名	82名	67名
有責企業	7社（謝罪）	5社（謝罪）	12社 (10社が謝罪と哀悼・お見舞い)
無責企業	5社（弔意・お見舞い）	12社（弔意・お見舞い）	9社（哀悼・お見舞い）
和解金総額	約40億円	約11億円	約12億円

韓国におけるアスベスト被害防止の政策と取り組み

新生大阪アスベスト対策センター

事務局長 伊藤泰司

視察見学に参加して

「解体・改修アスベスト被害根絶連絡会準備会」の呼びかけで、韓国のアスベスト被害防止の取り組みを学ぶと韓国への視察見学が取り組まれ、総勢25名、2泊3日の見学ツアーに参加してきました。

後の被害防止がメインとなっている。

屋根材・外装材の除去を優先し、除去への補助金制度も実行されている。それは、内装材はそこに住む人の被害にかかわるだけだが、外装材や屋根材は環境被害、周辺の人々被害につながるからだとしている。

1. 韓国のアスベスト被害防止の政策と取り組みの特徴を、簡条書的に示す

①行政は環境部（環境省）、運動は主に環境市民運動が中心を担っている。そしてその焦点は、現在の被害、今

環境分野のとりくみにくらべて、労働組合の労災補償や防災活動のかわり、日本に比べて弱いと感じた。なぜそうなのかについてはよくわからなかったが、労働分野の方々の交流も今後実現していきたい。

②国が「石綿安全監理法」にもとづいてアスベスト被害防止、アスベスト除去の取り組みを5年計画を

積み重ねる政策が軸となっている。道をはじめ各自治体もこれに応じた計画をもつことが義務付けられている。

行政担当者の仕事はアスベスト被害をなくす、残存アスベストを安全になくすことが何よりも中心となっている。

学校のアスベストを2027年までに、屋根材・外装材の含有建材の除去を2033年までにやり遂げる計画を国も自治体も運動体

ももっている。

③法律は「石綿安全監理法」（環境部所管2011年施行）が中心

で、日本の労働安全衛生法にあたる「産業安全保健法」（労働部所管）と、日本の石綿被害救済法にあたる「石綿被害救済法」（環境

部所管2010年2月施行）の3つが韓国のアスベスト対策の中心柱となっている。これらの法律をみて驚くのは、ほとんどの条項と



1日目、韓国の石綿追放ネットワーク（BANKO）の皆さんとの交流集会で親睦を深めた。ヨンサン駅で記念撮影

言えるぐらい改定が繰り返されていることである。進化し続けている。例えば日本の救済法をまねてスタートした韓国の救済法は、石綿肺が対象疾病として一番多く、広く救済する独自の制度となっている。

法律のつくり方にも違いがある。石綿安全監理法の施行令（大統領令）にスレート除去への補助制度も、違反があつた場合の罰則規定も、除去の作業基準の重要部分もが規定されている。日本の場合、

施行令（政令）は殆ど形式的なものであり、施行規則（省令）にほとんどが規定されていると思える。石綿障害予防規則も、特定化学物質健康障害予防規則（特化則）なども省令である。

④石綿安全監理法の施行規則などにも石綿含有建材除去（主にスレート材）の作業基準が示されている。これらは欧米の方法を踏襲する

内容となっている。アスベスト規制の基準を、含有率1%（日本は0.1%）としている理由を、どこでも0.1%を計測できるわけではないということを理由に挙げていたが、技術的な面では遅れている分野もあると思われる

が、日本の乾式一辺倒のやり方とはかなり違う方法が示されている。⑤アスベスト含有屋根材・外装材の除去に対する国と自治体による補助制度がある。

2. こうした日本と明らかに違いがどのようになつて生まれたかについて、詳しくわかるわけではないが、関連するであろうことについて取り上げる

まず、こうした進んだアスベスト対策がどの時期にできてきたかについてみてみる。日本で厚労省、国交省、環境省との交渉を毎年行なっているが、出てくる役人の多くは、中

心となる人は、私たちに對して、「いかに早くあしらうかが、役人としての技量の見せ所だ」という感じの人や態度に、毎回うんざりする思いをもつのは私ばかりではないと思う。

韓国では、国も自治体もアスベスト被害をなくす、アスベストをなくすという大前提がハッキリしている。当然、その方向性での議論ややりとりとなる。日本との差は大きいと感じた。だとすると、韓国では、大統領選挙で保守派と民主派の入れ替りが続いているように見えるが、そのこととアスベストに対する施策の推移は関連しているのかを調べた。

まず、88年の民主化以降、大統領選挙が9回行なわれ、保守派が勝つたのは5回、民主派が勝つたのは4回である。任期は5年。しかし、保守派の朴槿恵と尹錫悦は3年余りで弾劾され失職している

ので、おおよそ、保守21年間、民主16年間で

就任期間ということになる。

現在の韓国のアスベスト施策に通じる法律の成立などは、保守の李明博政権と、民主の文在寅政権の時に集中している。保守だから民主だからということではなさそう。

現在の安全監理法や石綿被害救済法に変わっていくのは文在寅政権の時に政権のように見える。しかし、法律そのものの出発は李明博政権の時に形作られているものが多いように見える。

2011年に施行された石綿被害救済法はその年の認定数でも石綿肺が一番多いようだ。こうした事態から言えることは、日本は、戦後80年の期間のうち、自民党政治が長く続き、片山哲、村山、民主党の政権の期間を足しても5年程度である。官僚の「与党付度」「大企業付度」の姿勢は強く、深くこびりついて

いるかのように思う。韓国では、政権交代

がつづき、そのことが結果として官僚・事務方の独自性をはぐくむことができたのではないかと推測することができる。

共和党と民主党の政権交代を繰り返すアメリカでは、トランプ政権によって、アメリカで続いていた進歩的な施策やその施設などが強い攻撃にさらされている。しかしここまで官僚・事務方の努力の積み重ねが生きてきたともいえる。

政権交代は大事なことなのだと思う。日本の小選挙区中心制度は変えなければならぬ重要な課題だと改めて思った。「定数削減」なんてまっぴらです。

韓国のアスベスト使用量、アスベスト産業の状況

3. 韓国のアスベスト使用量、アスベスト産業の状況

韓国のアスベスト産業の発展衰退などの動向については、立命館大学の南慎二郎氏による「韓国のアスベスト産業とアスベスト災害・

公害」という論文(2007年)に示されている。

泉南のアスベスト紡織業(工場主)が戦後在日韓国人の方々に移行していく、その人たちが日本で営業するより、人件費が3分の1程度だった韓国に移す方がよいと考えて紡織業がはじまり、197

日本と韓国の比較 ※表1

	人口	GDP	一人当たりGDP	アスベスト消費量	一人当たり消費量(Kg)
日本	12,380万人	4兆19億ドル	3,246.37	1000万トン	80.78
韓国	5,177万人	1兆8750億ドル	3,621.79	200万トン	38.63

1年には現在のニチアスが韓国に進出している。

韓国でもアスベストの8割は建材に使われている※1。しかし、総使用量は200万トンと言われる。人口当たりのアスベスト消費量は、韓国は日本の半分以下となっている。韓国が日本より火災による被害が大きかったということは聞かない。韓国の方が日本より寒いのが、日本の家屋が石綿によって暖かいということも聞いたことがない。日本は無駄にアスベストを消費・使用してきたことは間違いないと思う。

おそらく、韓国は建材と言っても、スレート材などが主流で、床材・天井材・壁材・壁紙などなどありとあらゆるところにアスベストを含有させてきた日本のアスベスト建材業と、それを推奨し続けてきた日本政府も異常だと思われる。

表2は、日本と韓国のアスベスト建材メー

カー、特に屋根材や外装材の中心メーカーの比較であるが、韓国の2社はいずれもスレート材のメーカーだった。

もちろん、韓国の企業については、BANKOの鈴木明氏にいただいた情報をもとに作成した。

大企業付

日本と韓国のアスベスト建材メーカー比較 ※表2

	2023年度決算を基本に			
	資本金(円)	売上高(円)	従業員数	経常利益(億円)
クボタ	841億	3兆207億	52,608	2,385
積水化学	1000億2百万	1兆2565億	29,932	1,059
パナソニック	2596億	8兆4964億	207,548	4,439
ケイミュー	80億	976億35百万	1,832	6.24
KCC	48億847万	6706億円	3,729	453億円
ビョクサン(碧山)		351億円	420	

(株)ケイシーシーは総合化学会社としてシリコン、塗料、建材部門を展開。1958年創業のクムガン(金剛)スレート工業(株)が母体。2000年クムガン高麗化学、2005年にKCCに社名変更。

(株)ビョクサンを中心とする企業グループ
1951年東洋物産創業(映画輸入)、韓国スレート工業株式会社(1958-1983)、1983年以後ビョクサンとなっている。

度のまかり通る国で、被害防止のために、企業にもカネを出させて安全なアスベスト含有建材の除去を推し進めていこうという大目的が私たちにはありません。

日本ではこれだけの大きな企業が主力になっています。日本の状況を替える「政治力」という点では、私たちが韓国に比べても厳しい状況にあることは間違

いないでしょう。しかし、日本の企業には資本金、財務力がありません。韓国のスレート除去費用は、国と自治体が50-50の負担を負っています。オランダでも屋根材除去への補助金の動きがもう少しで実現するところまできました。

私たちは、建設労働者と国民全体の安全をまもる大義を掲げて、胸をはって、国と企業

の責任で建設労働者と国民の安全を実現させるまでがんばりましょう。

韓国ツアーは、そういう厳しいが、大義がより一層明らかになる、頑張りがいのある前途をしめす重要な見学・視察となりました。

韓国のBANKOをはじめとする方々に改めて感謝の意を表します。